

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成28年5月12日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500180号

厚生局事案番号 : 北海道(国)第1600003号

第1 結論

平成16年2月から平成17年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年2月から平成17年9月まで

平成16年2月頃にA市B区役所で国民年金の再加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付書により定期的に納付していたはずなのに、年金記録では、請求期間の保険料納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成16年2月頃にA市B区役所で国民年金の再加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付書により定期的に納付していたところ、オンライン記録において請求者の請求期間に係る国民年金被保険者記録及び資格変更履歴は確認できない上、日本年金機構は、請求期間について、「オンライン記録上、国民年金被保険者記録及び資格変更履歴がない場合、国民年金被保険者ではないため、国民年金保険料納付書は作成及び送付されない。」と回答していることから、請求者に対し請求期間に係る国民年金保険料納付書が作成及び送付され、請求者が請求期間の保険料を納付書により納付していたとは考え難い。

また、オンライン記録によると、請求者が厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成16年2月1日を国民年金適用に係る勸奨事象発生日として、請求者に対し第1号・第3号被保険者取得勸奨及び未加入期間適用勸奨が行われた後、平成18年8月25日に請求者の請求期間に係る未適用者一覧表(最終)が作成されていることが確認できることから、当該時点まで、請求者は、請求期間に係る国民年金の加

入手続を行っておらず、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、請求期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと判断できる。

さらに、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降であり、事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることから、年金記録の過誤は考え難い。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500204号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1600007号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成6年頃から平成8年頃まで
② 平成8年頃から平成9年頃まで
③ 平成9年頃から平成11年頃まで

請求期間①、②及び③において、A社、B社及びC社にそれぞれ勤務していたが、年金記録によると、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

請求期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、雇用保険の被保険者記録によると、平成6年2月28日から平成8年2月29日までの期間について、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は、「請求者に係る資料が無い。」と回答しており、当時の事業主も死亡していることから、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することができない上、当該事業所の取

締役で、当時の事業主の妻は、「請求者には、健康保険及び厚生年金保険に加入しないことを説明して採用しており、請求者の給与から、厚生年金保険料は控除していない。」と陳述している。

また、請求者及び当時の事業主の妻は、請求期間①当時の従業員数について、十数人であったと述べているものの、オンライン記録によると、請求期間①当時の当該事業所における厚生年金保険の被保険者数は、3人又は4人であったことが確認できる上、当時の事業主の妻は、「請求者以外にも、健康保険及び厚生年金保険に加入しないことを説明して採用した従業員がいた。それらの従業員から厚生年金保険料を控除したことはない。」と陳述しているとともに、同人が請求期間①当時の従業員であるとして名前を挙げた二人については、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった記録が確認できないことから判断すると、請求期間①当時、当該事業所では、採用した従業員について、一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

さらに、オンライン記録により、請求期間①及びその前後の期間に、当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた5人に対し、当該事業所における厚生年金保険の取扱いについて照会し、2人から回答が得られたものの、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

なお、請求者は、当該事業所から交付されたとする給与明細書及び賞与明細書を提出しているが、当該明細書に平成12年4月から導入された介護保険の保険料が記載されていること及び当該明細書に記載されている健康保険料及び厚生年金保険料の額から判断すると、当該明細書は、請求期間①、②及び③後に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる別の事業所から交付された給与明細書及び賞与明細書であると認められる。

2 請求期間②について、請求者は、B社に勤務していたと主張しているものの、当該事業所の所在地及び勤務期間について、「B社は、D市E区のF地区にあったと記憶しているが、正確な場所は覚えておらず、付近にあった建物等も覚えていない。また、当該事業所に勤務していた期間についても、請求期間②頃であったと思うが、正確な時期は覚えていない。」と述べている。

また、D法務局は、当局の照会に対し、D市E区内において、「B」を含む商号の法人は見当たらないと回答している上、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、請求者は、請求期間②当時の同僚の名前を記憶していないことから、請求者の請求内容を裏付ける関連資料及び周辺事情を得ることができない。

加えて、請求者は、雇用保険受給資格者証の写しにより、請求期間②中の平成8年3月5日に求職の申込みを行い、同年3月12日から同年12月26日までの

期間について、雇用保険の基本手当及び訓練延長給付を受給していたことが確認できる上、その後、平成9年4月2日から同年12月15日までの期間は、当該事業所とは別の事業所において、同保険の被保険者であったことが確認できる。

その上、D市は、当局の照会に対し、請求者が、請求期間②の一部を含む平成9年8月2日から平成17年8月21日までの期間について、国民健康保険の被保険者であったと回答している。

- 3 請求期間③について、請求者は、雇用保険の被保険者記録によると、平成9年4月2日から同年12月15日までの期間及び平成10年4月1日から同年12月19日までの期間について、C社の事業主が個人で営んでいたC'事業所において同保険の被保険者であったことが確認できる。

しかしながら、請求者が雇用保険の被保険者となっていたC'事業所は、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所であった記録が無く、C社は、商業・法人登記簿謄本によると、既に解散していることが確認できる上、同社及びC'事業所の事業主は、現在、病気療養中であり、当時の事務担当者であった事業主の妻は既に死亡していることから、請求者の請求期間③における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、請求者は、請求期間③当時に、請求者と同内容の業務に従事し、事業所内で請求者と同様の取扱いを受けていたとする同僚の名前を挙げており、同人は、請求期間③において、C社における厚生年金保険及び雇用保険の被保険者記録が確認できるところ、「私は、C社に通年雇用されていたが、請求者は、C'事業所の季節雇用者であった。」と陳述している上、当該同僚からは、請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、オンライン記録により、請求期間③当時に、C社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者について、雇用保険の被保険者記録を確認したところ、このうち7人について、C社における雇用保険の被保険者記録のほか、C'事業所において同保険の被保険者となっていた記録が確認できるが、当該7人はいずれも、C社における雇用保険の被保険者記録が確認できる期間は、同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる一方、C'事業所における雇用保険の被保険者記録が確認できる期間については、厚生年金保険の被保険者であった記録が確認できない。また、当該7人のうち、生存及び所在が確認できた5人に対し、C社及びC'事業所における厚生年金保険の取扱いについて照会し、1人から回答が得られたものの、当該同僚自身がC'事業所において雇用保険の被保険者となっていた期間について、厚生年金保険に加入し、同保険料が給与から控除されていたとする陳述は得られなかった。

加えて、上述の被保険者のほか、オンライン記録により、請求期間③当時に、

C社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた15人に照会し、5人から回答が得られたものの、当該5人はいずれも、「私は、C'事業所でなく、C社の従業員であった。」と陳述している上、いずれの者からも、請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

その上、D市は、当局の照会に対し、請求者が、請求期間③を含む平成9年8月2日から平成17年8月21日までの期間について、国民健康保険の被保険者であったと回答している。

4 このほか、請求者の請求期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500243号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1600008号

第1 結論

請求期間について、請求者のA病院における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年6月

A病院で勤務していた期間のうち、平成16年6月の標準賞与額の記録がない。

請求期間は賞与が支給されていたはずなので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る賞与明細書等の関連資料を所持しておらず、当時取引していた金融機関の預金通帳は保管していない上、賞与振込口座についても分からないとしており、請求者の請求期間における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、A病院は、オンライン記録によると、平成17年9月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は、「当院は、平成17年に事業を廃止したため、当時の資料が無く不明である。」と回答している。

さらに、請求者は、当該事業所における同僚への照会は希望していないことから、当該同僚に請求期間に係る賞与の支給状況について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞

与から控除されていたことを認めることはできない。